

基本目標 4

身近な自然を守り育て、活用するまち

基本方針

北区は、北区緑の基本計画に基づいて、「ひといきいき みどりいきいき 育てる つながる 北区」をキャッチフレーズに、区民・事業者との協働のもと、豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継ぐべく、緑の保全・創出につとめてきました。

これまでに取り組んできた公園・緑地や水辺環境の整備、生物多様性*の保全などの取組みをより一層充実させるだけでなく、気候変動対策において役立つグリーンインフラ*としての緑、またコロナ禍において重要性が高まった、身近なレクリエーション・やすらぎの場としての緑といった視点から、質の高い緑の創出と活用を図ります。

基本施策

(7) 豊かで質の高い緑・水辺の保全

- ① 良好な環境を形成する緑の保全
- ② 生物多様性の保全と回復
- ③ 水辺環境・水循環の保全

(8) 身近な緑の創出と活用によるまちづくり

- ① 公園・緑地の整備・維持管理
- ② まちなかの緑化推進
- ③ 区民とともにある緑の活用

主に関連する SDGs の目標・関連施策



- (2) 気候変動適応策の推進
 - ② 健康被害対策の推進
 - ③ 区民生活への影響対策の推進

- (3) 安全・安心な生活環境の確保
 - ③ 災害に強く、住み続けられるまちづくりの推進

※本計画内では、原則として「緑」と「みどり」を以下の通り使い分けています。

緑：緑地、公園、森林、農地 等

みどり：緑よりも広義の概念。緑に加え、グラウンドなどのオープンスペース、水辺、池、河川等を含んだもの

北区が大切にす緑の役割

緑は、北区をより住みやすくするまちづくりにおいて、重要な役割を果たしており、「北区緑の基本計画 2020」では、緑の持つ役割を以下の6つの観点から整理しています。

北区の暮らしをより豊かにしていく、グリーンインフラ*としての多面的価値を区民が享受できるように、「緑を保全する施策」、「緑を創出する施策」、「緑とのふれあいの場と機会を広げる施策」を効果的に展開していきます。

①地球環境保全

- 樹木は、日差しを遮ったり、風を弱めるなど、気象を人にやさしい状態に緩和・調節します。
- 地球温暖化やヒートアイランド現象*など、気候変動に影響を与える二酸化炭素を吸収し、気温を下げる効果があります。
- 大気の浄化や防塵など、快適な生活環境を形成します。
- 海や河川から蒸発した水は、上空で冷やされ雲を形成し、雨や雪となり地上に戻ります。土壌は雨水を地下水として涵養したり、河川の水質や水量を安定させるなど、水循環を助けます。

②生物多様性保全

- 動植物が生息・生育・繁殖する環境を提供し、豊かな生態系を育みます。
- 豊富な樹種や高さの異なる樹木といった緑の多様性は、生物多様性の確保に寄与します。
- ネットワーク状につながった緑は、野生生物に食べものや隠れ場所など生息環境を備えた生息地（ハビタット）を提供します。

③レクリエーション

- 自然や生きものとのふれあいや散策、休養を通じて、人々にやすらぎをもたらし、心身のリフレッシュにより健康を増進する効果があります。
- スポーツなどのレクリエーションを楽しむ場となります。
- 人々に花や緑を育てる楽しみを与えてくれます。

④景観形成

- 河川敷草地や崖地樹林といった豊かな緑や大径木などは、地域の魅力を引き立て、まちにうるおいを与えます。
- 公園や社寺林など、歴史や文化と結びついた緑は、地域のシンボルとなります。
- 公共施設や集合住宅などの建築物の緑化や、一般家庭などの身近な緑を創出することで、やすらぎある景観をつくれます。

⑤防災

- 災害発生時、緑地や防災施設を設置した公園などのオープンスペースは、区民の避難場所、救援・援助活動の拠点となり、また、街路樹や生垣の道路植栽は延焼を遅らせ、避難経路になります。
- 樹林地や緑地といった豊かな緑は、雨水の貯留機能があり、集中豪雨などによる都市型水害や土砂崩れなどに対して減災機能を持ちます。

⑥コミュニケーション

- 地域で緑を育てることを通じ、いきいきとした地域コミュニティ形成の一助となります。
- 緑を通じて区民、事業者、区の協力関係を築くことができます。
- 自然や生きものなどについて、体験を通じた学ぶ機会を得ることができ、緑の役割や重要性を理解し、実践できる場となります。

出典：北区緑の基本計画 2020（令和2年）

基本施策（7）

豊かで質の高い緑・水辺の保全

1. 現状

北区には、飛鳥山公園、崖地、河川敷等に今なお貴重な緑が残っており、崖線から台地部に古くから緑地を活かした公園の緑地が緑の骨格を形成し、樹林や大径木の分布も多いという特性がみられます。桜の名所として知られる飛鳥山公園や日本の都市公園 100 選に選ばれた音無親水公園などがあり、みどりのまち並みを形成し、憩いの場となっています。また、良好な自然環境は、子どもたちが多様な生きものの命の営みとふれあい、生きることの尊さを知るためにも大変重要です。

北区では、令和2（2020）年3月に策定した「北区緑の基本計画2020」（P86 コラム参照）に「生物多様性*地域戦略」を位置づけ、豊かな生態系*を育む緑づくりを行っています。取組みとして、動植物の生息に関する基礎的な調査を継続して実施しており、昭和59（1984）年度から実施している「北区河川生物生息調査」について、令和3（2021）年度の調査ではレッドリスト*記載種や外来種*を含む31種類の魚類を確認しました。

また、区民と連携しながらの生きもの調査も行っており、平成17（2005）年度から平成19（2007）年度にかけて行った生物調査の結果をもとに、3種類のガイドブックを作成しました。

◆北区いきものガイドブック

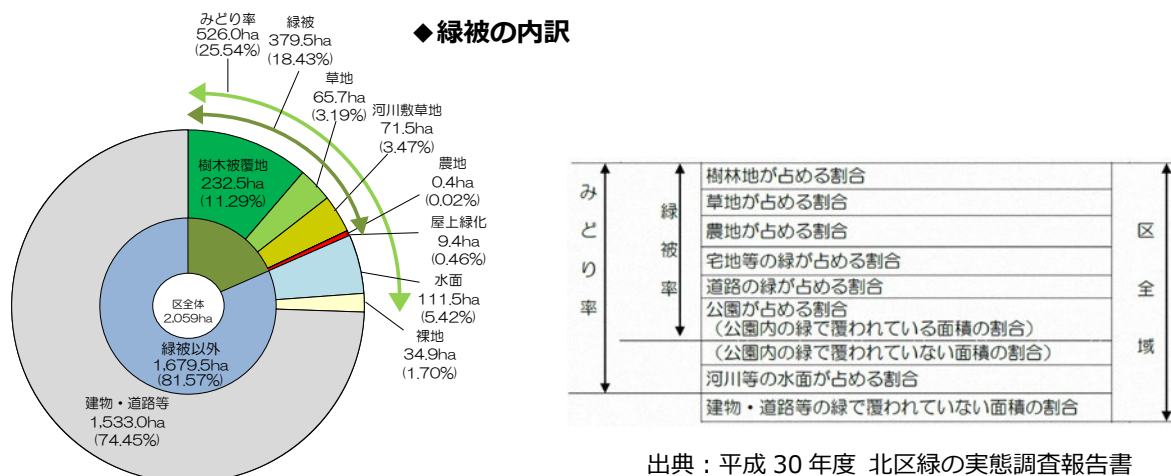


◆河川生物生息調査（ワンド調査の様子）



北区の緑被を見ると、平成 10（1998）年から平成 25（2013）年までは増加傾向でしたが、平成 30（2018）年に実施した緑被調査結果によれば、区の緑被面積は 379.51ha、緑被率は 18.43%となっており、前回の 2013 年調査時より若干の減少に転じました。集合住宅や都営住宅等の大規模な建替え工事などが主な要因と考えられています。

河川環境や水循環の保全については、平成 31（2019）年に荒川下流河川事務所（国土交通省）の下で策定された「新河岸川流域水循環マスタープラン」等に基づき、国や東京都と連携して流域の総合治水対策に取り組むほか、地下水かん養の促進、区民が集う水辺環境の形成などの取組みを推進しています。



2. 課題

私たちの暮らしは多様な生物が関わりあう生態系*から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性*を守り、保持していくとともに、生物多様性の大切さを区民に広く周知していく必要があります。生きものの生育・生息環境でもある北区の緑の骨格を形成している崖地樹林や河川敷、屋敷林や雑木林等の既存緑地を保全し、市街地に残されている大切な緑を将来にわたって保全していくことが必要です。

区内の生物多様性の各種モニタリングの継続的な実施や関係団体の連携によるデータの収集・発信等の体制整備のほか、地域固有の生物や生態系にとって大きな脅威となる外来生物対策に引き続き、取り組んでいく必要があります。

また、都市化等に伴う流域の地下浸透・かん養機能の低下等により、河川等の平常時の流量が減少し、その水質や水生生物等の生育・生息環境が失われる恐れがあるほか、短時間豪雨による都市型水害への対策を推進していく必要があります。

3. 成果指標

項目	目標	現状値	
		数値	年度
緑被率	% 20.00 (R11 [※])	18.43	H30 ^{※2}
区内で確認した植物/鳥類/魚類の種類	種 維持	1,034/53/31	R3 ^{※2}
湧水地点数	地点 維持	13	R3

※ 「北区緑の基本計画 2020」の目標設定年度

※ 2 緑被率及び植物の現状値のみ、H30（「北区緑の実態調査報告書」）の値

4. 北区の取組み

1 良好な環境を形成する緑の保全

樹林や樹木は、市街地における貴重な緑であり、生きものに質の高い生息地（ハビタット）を提供しているため、継続して保全していきます。また、民有地にある良好な環境形成に資する樹林や樹木、生垣を保護指定し、地域の緑として保全に努めます。

崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、安全性に配慮しながら、既存の樹林地の保全・再生などによる崖線との一体的な緑化を促進し、親しみのある崖線の緑の継承を図るとともに、樹木の適正管理などの安全対策を行います。

◇貴重な緑の保全

民有地にある区の指定基準にあった良好な環境形成に資する樹林や樹木、生垣などを、所有者の同意を得て保護樹林や保護樹木、保護生垣などに指定し、剪定等の維持管理費用の助成や樹木診断による管理アドバイスの提供などの支援を実施していきます。

区内にわずかに残る生産緑地地区を大切に保全し、農のある風景を残します。

◇崖線の緑における安全な適正管理

自然度の高い崖地樹林等を特別保全樹林の指定などにより貴重な緑地として保全を図ります。さらに、崖地樹林の樹木を適正管理し、安全対策を行います。

2 生物多様性の保全と回復

区内の緑地や水辺などには、環境省のレッドデータ*ブックに記載された貴重な動植物をはじめとする多種多様な動植物が生息・生育しています。

これらの動植物の実態を定期的に把握するとともに、生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑を保全するとともに、生物多様性*に配慮した緑の創出・管理を促進します。

また、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを区民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

さらに、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系*や生活環境等への被害防止に努めます。

◇生物多様性を保全・再生する緑づくり

区民や大学等と連携しながら、区内における生きものの生息・生育状況の実態を把握するための調査を継続し、調査結果を保全対策などに活用していきます。

生きものにぎわいを提供する樹林地や水辺環境、公園・緑地などの緑の保全を進め、緑のネットワークに資する適正な配置を進めることで、生きものとのふれあいの場となるエコロジカル・ネットワークの形成を図ります。

◇生物多様性の普及啓発

ビオトープやワンドを活用した自然観察講座や区内の生きものの学習講座などを通じて、生物多様性の重要性を区民、事業者へ普及・啓発していきます。

生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために必要な情報を事業者へ支援できる方策を検討していきます。

3 水辺環境・水循環の保全

雨水の地下浸透を促進させることで、集中豪雨などにより短期間で下水道や河川が増水することで生じる都市型水害の被害軽減および湧水の水量や水循環の保全を図ります。

また、河川や湧水地などの身近な水辺の維持管理を推進し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努めるとともに、区民が水辺に親しめる機会の提供を目的とする親水空間を利用したイベントや河川清掃活動等を推進します。

◇健全な水循環の構築

国や東京都、流域自治体等と連携した堤防、貯留施設や流域治水の整備並びにまちなかにおける対策として透水性の高い舗装等による雨水の地下浸透、緑化による雨水流出抑制を促進し、内水氾濫による被害の軽減を図ります。

◇うるおいのある水辺環境づくり

区の自然の骨格を形成している荒川、隅田川、新河岸川、石神井川については、水辺の生きものの生息地として保全するとともに、親水空間の整備や河川敷（荒川緑地：豊島ブロックなど）の有効活用、イベント開催を推進し、区民が水辺に親しめる機会と場を提供していきます。

区民に期待される行動

1. 公園や水辺空間、湧水地の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加します。
2. 保護樹木や保護生垣等の指定を受け、健全な維持管理を図ります。
3. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性*への理解を深めます。
4. 外来生物による地域の生態系*に与える影響についての理解を深めます。
5. 住宅などの新築や改築の際は、雨水の浸透施設や貯留施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など設置した施設の定期的なメンテナンスを行います。

事業者期待される行動

1. 区や地域のコミュニティと協働して、地域の環境保全活動に取り組みます。
2. 保護樹木や保護生垣等の指定を受け、健全な維持管理を図ります。
3. 動植物の生息状況などに関する調査や情報提供に協力します。
4. 外来生物による地域の生態系*に与える影響についての理解を深めます。
5. 事業所などの新築や改築の際は、雨水の浸透施設や貯留施設の設置に努めるとともに、ごみや落ち葉の除去など設置した施設の定期的なメンテナンスを行います。

基本施策（8）

身近な緑の創出と活用によるまちづくり

1. 現状

緑は、私たちの生活に豊かさやうるおいを与えるとともに、大気の浄化や二酸化炭素の吸収による地球環境への寄与、ヒートアイランド現象*の抑制や災害時の防災機能など、快適で安全・安心な都市環境への寄与等、多様な機能を有しています。

北区では、昭和61年4月に施行された「東京都北区みどりの条例」に基づき、樹林や樹木、生け垣の保護、緑化計画書の認定による緑化の推進など、公共施設や民間施設をはじめとした、まちなかの緑の保全・創出を、区民や事業者との連携により進めてきました。

◆緑化計画書による緑化の実績

面積：単位㎡

年度	民間			公共			合計		
	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積	敷地面積	件数	緑化面積
29	126,137	60	16,628	68,442	15	11,512	194,579	75	28,140
30	180,462	73	21,029	87,780	14	19,260	268,242	87	40,289
元	165,895	71	19,653	41,615	7	13,476	207,510	78	33,129
2	109,570	58	14,241	36,184	13	6,284	145,754	71	20,525
3	140,800	43	16,834	68,336	10	9,258	209,136	53	26,092

出典：北区の環境（令和3年度）

令和3（2021）年3月には、「北区公園総合整備構想」を策定し、「魅力ある公園づくり」の視点から「整備」「管理」「運営」を踏まえた公園づくりを推進しており、区民参画として公園の計画策定段階からのワークショップを開催するなど、地域の特性を生かした身近に親しめる公園づくりを行っています。



清水坂公園



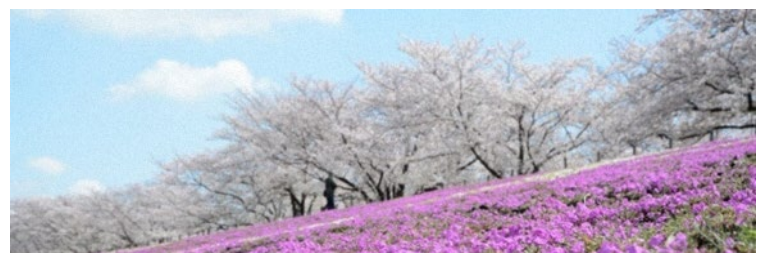
飛鳥山公園（アスカルゴ）



音無親水公園



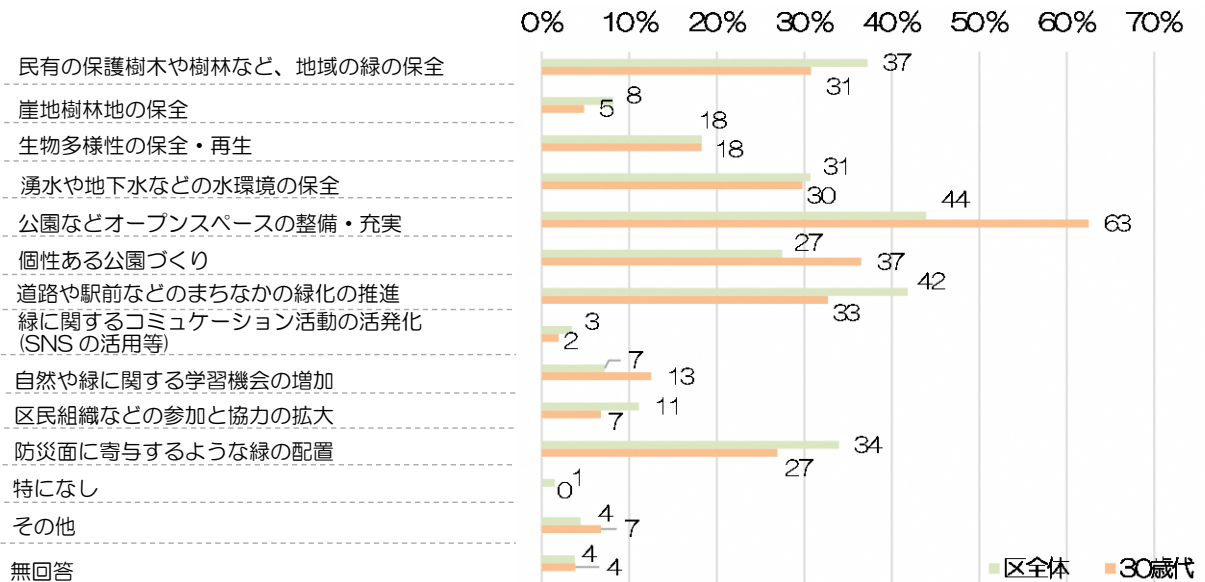
都立浮間公園



赤羽桜堤緑地

自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取組みについてのアンケート結果では、「公園などオープンスペースの整備・充実」、「道路や駅前などまちなかの緑化の推進」、「地域の緑の保全」に次いで、「防災面に寄与するような緑の配置」が比較的高い割合を占めていました。また、特に小学生以下の子どもをもつ割合が高い30歳代では、「公園などオープンスペースの整備・充実」の割合が全体の6割以上を占めています。

◆緑に関して区が優先して取り組むべき施策についてのアンケート



出典：北区緑の基本計画 2020（令和2年）

2. 課題

区民1人あたりの公園面積は近年増加傾向にあるものの、公園の分布が地域によって偏在していること、また区民の公園に対するニーズも多様化していることから、緑の量だけでなく、地域の特徴をふまえ、魅力を実感できる質の高い緑づくりが求められています。

さらに、まちなかの緑化や公園・緑地等オープンスペースの確保などは、水辺環境の保全とあわせて、気候変動や自然災害への対応、環境学習やレクリエーション、健康増進といった豊かな生活空間の形成に寄与するグリーンインフラ*の活用という考え方にに基づき、より一層推進していく必要があります。

3. 成果指標

項目		目標値	現状値	
			数値	年度
区民1人あたりの公園面積	m ²	2.5 (R11※)	2.43	R3
都市建築物緑化促進事業による屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化面積 (累計)	m ²	4,390 (R11※)	3,777	R3
緑や自然環境の豊かさに対する区民満足度	%	90.5	83.0	R3

※「北区緑の基本計画 2020」の目標設定年度

4. 北区の取組み

1 公園・緑地の整備・維持管理

公園等の整備を着実に推進し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場の創出に努めます。

また、公園・緑地の機能や個性を引き出しながら地域の魅力を高めていく管理と運営などを促進し、誰もが安全で安心した利用を続けられるよう適正な維持管理に努めます。

◇魅力的な公園・緑地の整備

地域の歴史や文化、景観資源を活かした公園、防災機能やトイレの快適性が保たれた快適でやすらげる公園、地域在来種の植栽などによる生物多様性*に配慮した公園など、区民に愛される魅力ある公園づくりを推進します。

公園管理サポーター制度や美化ボランティアの活用など区民をはじめとする多様な主体による公園の管理や緑地の整備を促進していきます。

2 まちなかの緑化推進

区民の生活に豊かさやうるおいを与える、自然豊かなまち並みの形成を図ります。

また、公共施設の緑化をはじめ、生垣造成や屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化などによる民有地の緑化を促進するため、これらの緑化活動を支援する各種助成制度をより積極的に広報し、拡大に努めます。

◇公共空間における緑化の推進

学校をはじめとした多くの人が集まる公共施設においては、区民の緑づくりの規範となるような緑化を推進します。

幹線道路や大規模な公園・緑地に接続する主要生活道路をはじめとして、沿道敷地の接道部緑化・緑陰形成を促進します。

◇民有地における緑化の推進

一定規模以上の開発行為においては、事業者に対し、緑化計画書の提出、緑化基準に基づく緑の確保を指導・誘導していきます。

生垣造成助成制度や、屋上・ベランダ・壁面緑化に関する都市建築物緑化促進事業助成金について、積極的な広報と運用を実施するとともに、区民や事業者などによるみどりの協定の締結促進や、みどりのモデル地区の指定拡大を図ります。さらに、みどりの協定事業者・管理者等に対し、花苗などの供給や樹木の選定の助言・指導など、緑の育成に必要な措置を行います。

3 区民とともにある緑の活用

スポーツやレクリエーションの場、自然や生きものたちとのふれあいの場、地震や火災、風水害に対する防災機能など、緑の持つ多様な機能に着目しながら、より多くの人々が自然とふれあい、楽しめるような緑づくりと活用を進めていきます。

緑への関心を高めるため、緑に関する情報を発信するとともに、区民相互の情報交換の活発化を図ります。

また、緑を活用したイベントや環境学習講座の継続、更なる充実に取り組み、緑について楽しみながら学べる機会をつくります。

◇緑の多面的価値を実感できる仕組みづくり

環境負荷*低減、生物多様性*保全、レクリエーション、景観形成、防災・減災、コミュニケーションという緑の様々な役割を活用し、人と水と緑のネットワークの普及啓発を図ります。

◇緑に関する活動を通じた地域コミュニティの創出

区の環境白書「北区の環境」をはじめ、自然ふれあい情報館・みどりと環境の情報館（エコベルデ）等環境学習拠点発行の情報誌や SNS 等などを活用しながら、子育て世代を中心とした緑に関する情報発信を強化します。

区民植木市、桜草祭りなど区民や民間団体、事業者と連携したイベントの活性化、及び環境学習拠点を活用した緑に関する様々な世代の交流の場の創出を進めます。

◇緑に関する学びを通じた環境学習の推進

北区環境大学事業による子どもから大人まで楽しみながら学べる講座の開催、友好都市等と連携した自然観察体験や植樹体験、環境リーダーの育成と活用など、緑に関わる環境学習講座の充実と活性化を図ります。

区民に期待される行動

1. 地域の公園等の維持管理に協力し、快適に過ごせるようにします。
2. 自宅で花や緑を育てる、生垣をつくるなど、まちなかの緑を増やします。
3. みどりに関するボランティア活動に参加します。
4. 自然観察会やみどりに関する体験型学習イベントなどに参加します。
5. 住宅の建築や家具購入の際、木材の積極的利用に努めます。
6. 北区の公園や緑の魅力について SNS 等を通じて発信します。

事業者期待される行動

1. 地域の公園等の維持管理に協力し、快適に過ごせるようにします。
2. 敷地内や屋上にて花や緑を育てる、生垣をつくるなど、まちなかの緑を増やします。
3. 一定規模以上の開発・建築時には、緑化基準等に基づき、敷地の緑化を行います。
4. 自然観察会やみどりに関する体験型学習イベントなどに従業員の積極的な参加を促します。
5. 建物の建築や備品調達の際、木材の積極的利用に努めます。
6. 北区の公園や緑の魅力について SNS 等を通じて発信します。